

## 認知症対応型共同生活介護重要事項説明書

<令和6年4月1日現在>

### 1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	有限会社 であい
代表者名	代表取締役 藤本由紀
所在地・連絡先	(住所) 福岡市城南区東油山6丁目5-33 (電話) 092-213-0006 (FAX) 092-213-0004

### 2 事業所の概要

事業所の名称	であいの郷桧原
所在地・連絡先	(住所) 福岡市南区桧原7丁目56-20 (電話) 092-212-1111 (FAX) 092-212-1111
事業所番号	4091100361
管理者の氏名	森 康行 白井利典

### 3 共同生活介護の目的及び運営方針

#### (1) 目的

認知症によって自立した生活が困難になった入居者に対し、家族的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ、安心と尊厳のある生活を可能な限り営むことが出来るように支援することを目的とする。

#### (2) 運営方針

- ・ 本事業において提供する認知症対応型共同生活介護は、介護保険法ならびに関係する厚生省令、告示の主旨及び内容に沿ったものとする。
- ・ 入居者の人権を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、入居者が必要とする適切なサービスを提供する。
- ・ 入居者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- ・ 適切な介護技術を持ったサービスをする。
- ・ 常に、提供したサービスの「質の管理」、「量の評価」を行う。

### 4 利用者の留意点

指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用対象者は次の各号に適合する場合とする。

- ① 要支援2以上の被認定者であり、かつ認知症の状態であること
- ② 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ③ 自傷他害の恐れがないこと。

- ④ 常時医療機関において治療する必要がないこと。
- ⑤ 通常グループホームで出来ると思われる医療管理範囲の方であること
- ⑥ 契約に定める事を承認し、重要事項説明書に記載する事業所の運営方針に賛同できること。
- ⑦ 建物の仕様に段差、勾配があり、利用者のADLが対応可能な状態にあること。
- ⑧ 利用者、家族等の社会通念を逸脱する行為（パワーハラスメント等）がない事

(2) 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居して頂く場合がある。

(3) 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

## 5 認知症対応型共同生活介護計画の作成及び事後評価

計画作成担当者が、入居者が直面している課題等を評価し、入居者の希望を踏まえて、介護従事者と協議の上、認知症対応型共同生活介護計画を作成する。また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載して入居者に説明の上交付する。

## 6 利用料及びその他の費用は、下記の通りする。

### (1) 利用料

指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護負担割合証に記載された額とする。（額については別紙に定める）

取得する加算については別紙に定める。

### (2) 住居費（家賃） 36,000 ～ 42,000 円／月

施設または病院等でお亡くなりになられた場合において、荷物搬出日まで家賃が発生します。

### (3) 水道光熱費他 15,000 円／月

### (4) 管理費 5,000 円

### (5) その他の費用

① 食事材料 1,250 円／日（特別食+50 円/1 食）

② おむつ代 実費

③ 理美容代その他 実費相当分

### (6) 入居敷金 100,000 円

(7) 利用者の同意

上記以外に必要な費用がかかるサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又は家族に説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

7 設備の概要

(1) 構造等

	敷 地	313.69 m <sup>2</sup>
建 物	構 造	木 造
	延べ床面積	358.80 m <sup>2</sup>
	利 用 定 員	12 名

(2) 居室

居室の種類	室 数	面 積
一人部屋	12	11.40 m <sup>2</sup> (内法 10.43 m <sup>2</sup> )

(3) 主な設備

設 備	室 数	面 積	備 考
居間・食堂・台所	2	38.44 m <sup>2</sup>	
浴 室	2	4.6 m <sup>2</sup>	洗面台車いす対応
ト イ レ	4	4 m <sup>2</sup>	車いす対応 (4ヶ所)

8 職員の体制

グループホームには、次の職員を配置する。

(1) 管理者 1名 (1ユニット毎)

当該職員の管理、業務の把握と管理を一元的に行う責務と、職員に運営基準を遵守させるための指揮命令を行う。

(2) 計画作成担当者 1名 (1ユニット毎)

認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成し、入居者またはその家族に対して、その内容の説明を行い交付する。介護計画作成後においても、他の介護従業者及び利用者が介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連携を継続的に行うことにより、介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行う。

(3) 介護職員 8名以上

利用者に対し、認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、日常生活が送れるよう必要な援助を行う。

## 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	
管理者・介護職	日 勤	08：00～17：00
	遅 出①	10：00～19：00
	遅 出②	10：30～19：30
	夜 勤	16：45～09：45

## 9 サービスの内容と費用

### (1) 介護保険給付対象サービス

#### ア サービス内容

食事、掃除、その他の家事等について、介護従業者が入居者のお手伝いをする。

種 類	内 容
日常生活の援助	食事、掃除等の家事や、入浴、排泄のお手伝いを行います。
相談及び援助	入居者とその家族からのご相談に応じます。

#### イ 費用

原則として料金表の利用料金の介護負担割合証の割合分が入居者の負担額となる。入居者負担額減免を受けている場合は、減免率に応じた負担額となる。

#### ウ 補足説明

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合がある。この場合、料金表の利用料金の全額をお支払いいただくことになります。利用料のお支払いと引き換えに、サービス提供証明書と領収証を発行致します。サービス提供証明書及び領収証は、後に利用料の償還払いを受ける時に必要になります。

## 10 利用料等のお支払い方法

毎月、10日までに「サービスの内容と費用」に記載の金額を基に算定した前月分の利用料等を利用料明細書により請求いたしますので、当月の20日までに下記口座に振り込み（送金）又は、引き落としを利用してお支払いいただきます。

**佐賀銀行 早良支店 普通預金 1125714**

**有限会社 であい 代表取締役 藤本由紀**

## 1.1 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所お客様相談窓口	窓口責任者 ご利用時間 ご利用方法	森康行・白井利典 9：00～18：00 電話：092-212-1111
福岡市役所 事業者指導課	電話：092-711-4257	
福岡市南区 介護保険課	電話：092-559-5125	
福岡市城南区 介護保険課	電話：092-8330125	
福岡市中央区介護保険課	電話：092-718-1102	
福岡県国民健康保険団体連 合会	電話：092-642-7859	

## 1.2 非常災害時の対策

事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

## 1.3 事故・緊急時等における対応方法

(1) 指定認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医や協力医療機関等に連絡する等の必要な措置を講じる。

(2) 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

(3) 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。

(4) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止の対策を講じる。

(5) 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

#### 14 高齢者虐待防止

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、以下の必要な措置を講ずる。

- (1) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識、技術の向上に努める。
- (2) 個別支援計画の作成等、適切な支援の実施に努める。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整備し、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努める。
- (4) 虐待等の発見時における、行政および関係機関への通報の義務（であいの郷桧原の介護従業者は通報したことを理由として解雇その他不利益な取り扱いを受けない。
- (5) 高齢者虐待に関する相談窓口

福岡市役所 事業者指導課 電話：092-711-4257

#### 15 協力医療機関等

医療機関	病院名 所在地 電話番号 診察科 入院設備	四つ葉在宅クリニック 福岡市南区長丘 2-12-24 092-710-1300 内科 なし
------	-----------------------------------	---

医療機関 (夜間、緊急時対応)	病院名 所在地 電話番号 診察科 入院設備	さくら病院 福岡市城南区南片江 4-22-12 092-864-1245 内科・循環器科・リハビリテーション科・ 神経内科・リウマチ科・糖尿病科 あり
歯 科	病院名 所在地 電話番号 入院設備	U 歯科クリニック 福岡市城南区東油山 6-1-12 092-861-8118 なし

## 16 介護老人福祉施設との連携体制

施設名	シティケア 長住（特別養護老人ホーム）
所在地	福岡市南区長住 3-7-1
電話番号	092-554-0294

## 17 住居の利用にあたっての留意事項

外出・外泊	外出・外泊の際には、必ず行き先と帰宅日時を職員に申し出て下さい。
居室・設備・器具の利用	住居内の居室や設備、器具は、本来の用途に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
喫煙	決められた場所以外での喫煙は、ご遠慮下さい。
迷惑行為等	騒音など、他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。 また、むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないで下さい。
所持金品の管理	所持金品は、自己の責任で管理して下さい。
宗教活動・政治活動	住居内での他の入居者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。

## 18 身体拘束の禁止

- (1) 事業所は、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため切迫性・非代替性・一次性の三要件をすべてを満たす緊急やむを得ない場合を除く。
- (2) 前項の規定による身体的拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者の家族に、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体的拘束等の態様及び目的、身体的拘束等を行う時間、期間等の説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができる。
- (3) 前各項の規定による身体的拘束等を行う場合には、管理者、計画作成担当者、介護職員、外部の第三者等により身体拘束廃止委員会等を行う。また、経過観察記録を整備する。

## 18 .提供するサービスの評価

提供するサービスについて第三者評価を実施する。また実施の有無、実施した直近の年月日、実

施した 評価機関の名称、評価結果などについては別紙にて開示する。

## 19 個人情報の保護

(1) 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

(2) 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得る。

## 20 秘密の保持

(1) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族（利用者であったものを含む。）の秘密を保持する。

(2) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

## 21 業務継続計画の策定等

(1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

(3) 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(重要事項別紙)



提供するサービスの第三者評価の実施について

第三者評価の実施状況

定められた期間内で第三者評価の実施をいたします。

2 直近の実施日

調査日 令和5年 3月 23日

確定日 令和5年 4月 15日

3 評価機関の名称

特定非営利活動法人 北九州シーダブル協会

住所 北九州市小倉北区真鶴2丁目 5-27

電話 093-582-0294

F A X 093-582-0280

4 評価結果の開示状況

- ① 評価確定後、WAMNETに掲載し公表を行う。
- ② 福岡市保健福祉局高齢社会部介護保険課へ評価結果を提出する。
- ③ 施設1階のエントランスに、閲覧可能な状態を確保している。

R1年 10月15日施行。